

葛尾村農機具等マッチング事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、物価上昇や資材高騰等による影響の低減を図るとともに、村内の担い手農家をはじめとした農家等の負担軽減や村の持続的な農業振興を図るため、利用されなくなった農機具や農業用資材等の情報を広く周知し、村内の農家等が利用することで、農業コストの削減と再利用による資源の有効活用を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 農機具等 農業等で使用していた機械や施設及び農業用資材等をいう。ただし、債務が残っている場合や、各種補助金等を活用して購入した農機具等については、関係機関との協議を終えた物件に限る。
- (2) 農機具等マッチング 村が、農機具等の売却または破棄を希望する所有者から申込みを受けた情報を農機具等の利用を希望する者に提供することをいう。

(譲渡する者)

第3条 農機具等を譲渡できる者は、村内に住所を有し、村内に農機具等を所有している農家及び農業を営む法人とする。

(譲受される者)

第4条 農機具等を譲受けできる者は、村内に住所を有する農家及び農業を営む法人とする。

(譲渡物の登録)

第5条 農機具等マッチング事業の譲渡者登録を希望する者(以下「譲渡申込者」という。)は、葛尾村農機具等マッチング事業譲渡情報掲載申込書(様式第1号)及び葛尾村農機具等マッチング事業同意・誓約書(様式第2号)を村長に提出するものとする。

(申込み内容の精査・掲載)

第6条 村長は、前条の申込みがあった時は、速やかに内容を精査し、ホームページ等への掲載適否について葛尾村農機具等マッチング事業譲渡情報掲載決定(不決定)通知書(様式第3号)により譲渡申込者に通知するものとする。

2 ホームページ等へ掲載の期間は、1年間とする。

3 前項の期間が過ぎ再掲載を希望する場合は、葛尾村農機具等マッチング事業譲渡情報再掲載申込書(様式第7号)及び葛尾村農機具等マッチング事業同意・誓約書(再掲載用)(様式第8号)を村長に提出するものとする。

4 村長は、前項の申込みがあった時は、速やかに内容を精査し、ホームページ等への掲載適否について葛尾村農機具等マッチング事業譲渡情報掲載再決定(不決定)通知書(様式第9号)により譲渡申込者に通知するものとする。

5 再掲載の場合、ホームページ等へ掲載の期間は最長1年間とする。

(譲受方法)

第7条 譲受希望者は、村ホームページ等に掲載してある内容を確認後、村から譲渡申込者の連絡先を聞き自ら連絡する。村は譲受希望者より申込みがあった時は、譲渡申込者に対して、その氏名、連絡先及び希望機具等の情報を提供する。

(掲載事項の変更の届出)

第8条 譲渡申込者は、掲載事項に変更があった時は、葛尾村農機具等マッチング事業譲渡情報掲載変更届(第4号様式)を村長に届け出なければならない。

(申込みの取下げ)

第9条 譲渡申込者の都合により譲渡申込みを取下げたい場合は、葛尾村農機具等マッチング事業譲渡情報掲載取下書(様式第5号)を提出するものとする。

(譲渡の交渉・契約)

第10条 譲渡に関する交渉や契約等の全ての取引は、譲渡申込者と譲受希望者が直接行うものとし、村は一切の責任を負わないものとする。

(譲渡完了)

第11条 譲渡が完了後、譲渡者は、葛尾村農機具等マッチング事業完了報告書(様式第6号)を村長に提出するものとする。これにより、村ホームページ等に記載した譲渡情報を削除するものとする。

(台帳整備)

第12条 村は掲載情報を台帳で整備し、適正に管理するものとする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は村長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年3月1日から施行する。